



令和6年10月22日（火） 第10243号

目次

	ページ
公 告	
○開発工事の完了（建築課）	2
教育委員会規則	
○群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	3
教育委員会訓令	
○群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令（学校人事課）	3

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年10月22日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上福島640、641、642の一部、643の一部	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
2	佐波郡玉村町大字飯塚340-1	佐波郡玉村町大字飯塚328番地 株式会社群馬フェリーチェ学園 代表取締役 田村正幸
3	安中市松井田町二軒在家字中田1480-1、1481-1、1482-1、1483-1、1484-1、1484-5	安中市原市2805番2 有限会社協栄電機 代表取締役 駒井伸治

教育委員会規則

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立高等学校管理に関する規則（昭和四十一年群馬県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

9 令和七年三月三十一日に群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第四十三号。以下この項において「令和六年改正条例」という。）による改正前の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校及び沼田女子高等学校に在学する者は、第四十一条の規定にかかわらず、令和七年四月一日に令和六年改正条例による改正後の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるものとする。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第四号

群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 県立学校
令和六年十月二十二日

群馬県立学校公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県立学校公文書管理規程（令和三年群馬県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

沼田高等学校	沼高
尾瀬高等学校	尾瀬高
沼田女子高等学校	沼女高
沼田高等学校	沼高

を

に改める。

尾瀬高等学校

尾瀬高

附 則

この訓令は、令和六年十一月一日から施行する。

2 1 群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第四十三号）附則第二項の規定により存続するものとされた沼田高等学校及び沼田女子高等学校に係る群馬県立学校公文書管理規程第十八条の文書記号については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
